

(略)

東京都監査委員	鈴	木	晶	雅
同	藤	井		一
同	友	渕	宗	治
同	岩	田	喜	美枝
同	松	本	正	一郎

平成 28 年 10 月 27 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 242 条第 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な財産の取得等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為を特定するとともに、特定した財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

本件請求において請求人は、江東区新木場三丁目 2 番 99（地番）に所在する土地（以下「本件土地」という。）を含む一帯の埋立地は、都が違法埋立てにより取得したものであることから、その埋立地の一部である本件土地は、都の土地とはならず売払うことは許されないとして、必要な措置をとるよう求めているものと解される。

ところで、本件土地を含む一帯の埋立ては、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）に基づき行った行政上の非財務会計行為であり、法第 242 条第 1 項に定める財務会計上の行為に該当しない。

そして、地方公共団体の執行機関又は職員がした財務会計上の行為（以下「当該財務会計行為」という。）とその原因となる行為（以下「先行行為」という。）との関係については、当該財務会計行為自体に違法がある場合だけでなく、当該財務会計行為と先行行為との間に一定の関係がある場合には、先行行為が違法であれば、当該財務会計行為

も当然に違法となるものというべきであるが、右関係を緩やかに判断するならば、およそ公金の支出を伴う行政作用（このような行政作用が極めて広範かつ多岐にわたるものであることは明らかである。）であれば、その公金の支出の違法を争うことによって、その前提としての行政作用一般を争うことができるようになってしまい、住民訴訟の対象が財務事項に限定されているという原則に抵触することになるとされ、このため、右関係は、先行行為が当該財務会計行為の直接の原因ということが出来るような密接かつ一体的な関係であることを要するものと解するのが相当であるとされている（平成4年11月30日東京高裁判決同旨）。

そこで、これを本件請求についてみると、請求人が提出した事実証明書によれば、本件土地を含む一帯の埋立ては飛行場造成を目的として行われたものであって、売払いを目的としたものとは認められず、当該埋立てを行うことによって当然に本件土地を売払う義務を負担することになるとも認められない。

このことから、当該埋立ては、本件土地の売払いという財務会計行為の「直接の原因ということが出来るような密接かつ一体的な関係」にあるとは解されない。

また、事実証明書によれば、本件土地については、昭和56年4月21日に登記がなされ、都に所有権があると記載されていることが認められる。

したがって、これらのことを踏まえると、本件請求において、請求人は、先行行為の違法を主張するのみであり、本件土地の売払いの違法性・不当性を具体的かつ客観的に摘示しているとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。